

資料①

介護予防の更なる推進「“すかい” プロジェクト」について

高齢者施策部地域包括ケア推進課

1 趣旨（概要）

福祉局では、高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられるよう、これまで以上に介護予防の取組を推進し、令和7年度より「“すかい” プロジェクト」と称し、介護予防の更なる推進にかかる様々な事業を実施する。

そのため、介護予防への参加促進に向けて、これまであまり関心がなかった人等へ介護予防の取組を「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の4つの柱で実施するが、当プロジェクトの概要説明、また、多くの市民に事業内容を知っていただくための広報、周知等の協力にかかる情報提供を行う。

2 目的

資料のとおり

令和7年度 介護予防施策の方向性と取組み

福祉局 地域包括ケア推進課

令和6年12月に「介護予防推進プロジェクトチーム会議」を開催し、今後の施策のあり方や方向性について、有識者等を交え検討を行ったところであり、さらに多くの高齢者に介護予防活動に取り組んでいただくため、

- 「これまで介護予防にあまり関心がなかった人」等を主なターゲットとし、
介護予防を『知る』・『始めてみる』・『楽しむ』・『広げる』の4つの柱で更なる取組を推進

(1) 介護予防を「知る」

知らない、始まらない

- ◆ 介護予防の意義や活動メニューの浸透
 - ・ ガイドブック等による啓発
 - ・ 通いの場マップ等による見える化 など
- ◆ 骨折予防の啓発、健康状態把握の推進

(2) 介護予防を「始めてみる」

いつでも、今からでも

- ◆ アスマイルを活用した運動・外出の促進
- ◆ 調理トレーニング教室、
貯筋トレーニング教室の開催
- ◆ “聞こえ”のサポートによる社会参加の促進

(3) 介護予防を「楽しむ」

今日どこ行こ、明日何しよ

- ◆ 介護予防ポイント事業の充実
- ◆ 後期高齢者向けフレイルリスク改善
トレーニングの実施
- ◆ 就労的活動の支援
- ◆ 民間企業が有する資源等の調査

(4) 介護予防を「広げる」

民間の頑張りを応援、広げていこう

- ◆ 介護事業所の様々な介護予防の取組をホームページで紹介
- ◆ 介護予防に取り組む介護事業者へのインセンティブを検討

介護予防の更なる推進

事業費 494,455千円

4つの柱	事業名	概要
(1) 介護予防を 「知る」	介護予防理解促進事業	ガイドブック等による啓発や通いの場マップ等による見える化
	骨折予防対策事業	骨折の予防啓発、治療が必要な方へ保健指導
	健康状態不明者対策事業	健康状態が不明な方の状態を把握し、健診受診等を勧奨
(2) 介護予防を 「始めてみる」	アプリを活用した運動・外出促進事業	歩数やイベント参加に応じてアプリ（アスマイル）の市町村ポイントを付与
	「調理」、「貯筋」トレーニング教室運営事業	「調理」：調理経験の少ない前期高齢者へ料理教室による仲間づくり 「貯筋」：筋力低下に不安がある前期高齢者へ筋力向上トレーニングによる運動習慣づくり
	難聴高齢者補聴器購入費助成事業	補聴器購入費用の助成により、“聞こえ”をサポートし、高齢者の社会参加を促進
	介護予防ポイント事業	活動対象施設に幼稚園、障がい者・児関連施設等を追加
	(3) 介護予防を 「楽しむ」	後期高齢者向けフレイルリスク改善トレーニング事業
		フレイルリスクの高い後期高齢者へ筋力・栄養トレーニングを実施
		就労的活動支援事業
(4) 介護予防を 「広げる」	民間企業が有する資源等の調査事業	就労的活動等の勧奨や個人の特性や希望に合った活動をコーディネート
		企業が有するノウハウや資源、地域活動への貢献意欲等を調査・把握し、協働による通いの場を充実
(4) 介護予防を 「広げる」	介護予防に取り組む介護事業者支援事業	利用者の選択に役立つ介護事業者の様々な取組みをホームページで紹介
		介護予防に取り組む介護事業者へのインセンティブを検討

[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > [政策企画室報道発表資料](#) > [【報道発表資料】令和7年度当初予算（案）主要事業](#) >

報道発表資料 すこやかでこころ豊かに暮らすための施策

報道発表資料 すこやかでこころ豊かに暮らすための施策

ページ番号：643404 2025年2月14日

問合せ先は最後に記載しています

大阪市では、長寿化の進展等により要介護認定率の上昇が見込まれる中、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、これまで以上に介護予防の取組を推進していきます。

そのため、介護予防への参加促進に向けて、これまであまり関心がなかった人等へ介護予防の取組を「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の4つの柱で実施します。

介護予防の更なる推進「“すかい”プロジェクト」～「す」こやかに「か」いご予防で「い」い人生～

【令和7年度予算総額 4億9,400万円】新規

1 介護予防を「知る」－知らない、始まらない－

(1) 介護予防理解促進事業

意識の変容を促し、介護予防活動への意欲を高めるため、介護予防に関心のない層や、関心はあるが取組方法がわからない高齢者等に対し、「ガイドブック等の作成・マップ等による見える化」「フレイルチェック等の勧奨」「節目をとらえた集中的な周知啓発」等の実施により、介護予防に関する基本情報を広く周知啓発します。

(2) 骨折予防対策及び健康状態不明者対策

- 骨粗しょう症による骨折を予防するための啓発や、骨粗しょう症の治療が必要な方への保健指導により早期に治療につなげることで、骨折を予防します。
- 健診受診等につなげるため、未受診者のうち医療機関での受診確認ができない方等、健康状態が不明な方の状態を文書や電話、訪問等により把握します。

【令和7年度予算額 4,700万円】新規

2 介護予防を「始めてみる」－いつでも、今からでも－

(1) アプリを活用した運動・外出促進事業

運動習慣の習得や外出機会の増加を支援し、介護予防活動の開始や継続につなげるため、アプリ（アスマイル）を活用し、歩数達成・イベント参加により電子マネー等に交換できるポイントを付与します。

(2) 「調理」トレーニング教室

栄養に関する知識等の習得や仲間づくりにつなげるため、調理経験や栄養に関する知識の少ない65～74歳の前期高齢者（主に男性）向

けに料理教室を開催します。

（3）「貯筋」トレーニング教室

筋力増加や運動習慣の習得につなげるため、筋力低下に不安のある前期高齢者に、運動プログラムを提供します。

（4）難聴高齢者補聴器購入費助成事業（“聞こえ”のサポート）

介護予防活動等への継続した参加の促進につなげるため、聞こえにくさ（難聴）が原因で外出等が困難な高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

【令和7年度予算額 3億円】新規

3 介護予防を「楽しむ」－今日どこ行こ、明日何しよ－

（1）アプリを活用した運動・外出促進事業（再掲）

（2）介護予防ポイント事業

高齢者の外出機会の増加や社会参加を促進し、生きがいづくりや介護予防につなげるため、「介護予防ポイント事業」の活動対象施設に、幼稚園・障がい児・者施設を追加するなど活動範囲を拡大します。

（3）後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業

フレイルの改善につなげるため、75歳以上の高齢者で、要介護認定を受けていない方のうち転倒や骨折のリスクが高い方に対し、筋力トレーニング等を実施します。

（4）就労的活動支援

高齢者の社会参加を支援し、介護予防につなげるため、地域の見守りネットワークからの情報等をもとに、対象者となり得る高齢者に就労的活動（ボランティア活動等）等への社会参加を勧奨し、就労的活動を希望する高齢者に対し、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートします。

（5）民間企業が有する資源等の調査

地域住民とのマッチングや活動の実施を促進し、通いの場等の充実を図るため、民間企業に対して、地域活動に関する調査と分析等を行い、企業の有するノウハウや資源及び地域活動への貢献意欲を掘り起こし、把握した情報等について、生活支援コーディネーターへの連携や、ホームページ等で公表し活用します。

【令和7年度予算額 1億2,700万円】新規

4 介護予防を「広げる」－民間の頑張りを応援、広げていこう－

（1）介護予防に取り組む介護事業者支援事業

介護事業者の取組を活用し、高齢者の介護予防や要介護状態の改善、重度化防止を図るため、百歳体操など通いの場の提供や支援など、介護事業者が現に取り組む介護予防、地域貢献の活動をホームページで紹介することや、介護予防や重度化防止に取り組む事業者へのインセンティブの導入に向けた検討を実施します。

【令和7年度予算額 2,000万円】新規

問合せ先

- ・ 下記以外の取組に関すること

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（06-6208-8027）

- 難聴高齢者補聴器購入費助成・民間企業が有する資源等の調査に関すること

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（[06-6208-9976](tel:06-6208-9976)）

- 介護予防に取り組む介護事業者支援に関すること

福祉局高齢者施策部介護保険課（[06-6208-8013](tel:06-6208-8013)）

- 就労的活動支援に関すること

福祉局生活福祉部地域福祉課（[06-6208-7945](tel:06-6208-7945)）

- 骨折予防対策及び健康状態不明者対策に関すること

福祉局生活福祉部保険年金課（[06-6208-7990](tel:06-6208-7990)）

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

資料②

福祉事務所（福祉五法）における有資格者の配置 及び資格取得支援について（社会福祉主事）

生活福祉部地域福祉課

1 趣旨（概要）

福祉五法分野における有資格者の配置及び有資格者数増加に向けて、社会福祉主事資格認定通信課程の受講支援について説明する

2 目的

社会福祉法第15条第6項の規定により、福祉事務所の「現業を行う所員」及び「指導監督を行う所員」は社会福祉主事でなければならないとされており、五法各分野におけるバランスの良い有資格者の配置と、必要に応じた職員への社会福祉主事任用資格取得（通信課程受講）の勧奨及び支援について依頼する

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月中旬	事務連絡 発出
	受講案内・申込書 各区へ送付
令和7年4月24日【必着】	受講申込希望者 報告期限
令和7年6月1日	通信課程
令和8年3月	通信課程 受講修了

(案)

令和7年3月 日

各区福祉業務主管課長 様
各区生活保護業務主管課長 様

福祉局生活福祉部福祉業務支援調整担当課長
福祉局生活福祉部保護課長

令和7年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）の受講について（照会）

標題について、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院より受講希望者の取りまとめの依頼がありましたので、関係職員へ周知していただき、次のとおり受講希望者に係る必要書類の提出をお願いいたします。

なお、社会福祉法第15条第6項により、福祉事務所にて「現業を行う所員」及び「指導監督を行う所員」は、社会福祉主事でなければならないとされておりますので、当該業務に従事する職員については、本通信課程の積極的な受講の推奨をお願いいたします。

記

1 提出書類等

(1) 提出書類

- ・別紙1「令和7年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧」
- ・「受講申込書」

※申込者は所属長である保健福祉センター所長です。

※受講案内（冊子）については、別途通送にて各課あて送付します。

（内容は、本メールに添付しているPDFのものと同じです。）

(2) 提出方法・提出期限

（提出期限）**令和7年4月24日（木）必着**

**※受講案内に記載の日にちと異なりますが、通信課程を開講している
中央福祉学院と調整済です**

（提出方法）「受講希望者一覧」はメール、「受講申込書」は通送にて提出

（提出先）福祉業務主管課は地域福祉課 和田あて提出

生活保護業務主管課は保護課 半澤あて提出

2 留意事項

- (1) 本市公費で通信課程を受講する職員（以下「公費負担対象者」という。）は、各区保健福祉センター職員のうち、社会福祉行政及び社会福祉事業に従事する職員とします。

※次の職員は除きますのでご注意ください。

- ・任期付職員
- ・会計年度任用職員
- ・臨時職員（いわゆるアルバイト）
- ・再任用職員（任期1年以下）

※受講料及び出張旅費を公費で負担する場合、受講料は福祉局において直接執行し、出張旅費は福祉局より各区あて予算配付を行います。

- （2）受講案内に記載の受講申込書の記入方法・記入例をよく読み、提出前に記入漏れ等がないかご確認ください。例年、公印（保健福祉センター所長印）の捺印やメールアドレス等必須項目が漏れていることが見受けられますので、特にご注意ください。
- （3）会計年度任用職員等で自費により本通信課程の受講を希望する職員についても、期限までに提出があったものについて取りまとめて申込みを行います。
- （4）提出後に、やむを得ず申込者の追加、取消等の変更が生じた場合は、**速やかに**別紙2「令和7年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧【変更用】」にてご連絡ください。

※原則として届いた教材を使用した場合や、受講開始後の取消はできません。

- （5）本通信課程を修了した公費負担対象者の総務事務システムへの登録については、福祉局において、一括して行う予定です。（令和8年8月頃登録予定）

【問合せ先・提出先】

（福祉業務主管課職員の申込み、予算、その他に関すること）

福祉局生活福祉部地域福祉課 和田

電話番号：06-6208-7952 メール：fa0019@city.osaka.lg.jp

（生活保護業務主管課職員の申込み等に関すること）

福祉局生活福祉部保護課 半澤

電話番号：06-6208-8017 メール：fa0021@city.osaka.lg.jp

令和 7 年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧

区担当者氏名	
電 話 番 号	

番号	勤務先名称	主 管 課	職員番号	氏名	補職等	公費負担対象者 と自費の別	備考
例)	〇〇区保健福祉センター	福祉業務主管課	i〇〇〇〇〇〇〇	淀屋橋 太郎	係員	公費負担対象者	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

令和 7 年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧【変更用】

区担当者氏名	
電 話 番 号	

番号	勤務先名称	主 管 課	職員番号	氏名	補職等	公費負担対象者 と自費の別	変更内容
例)	〇〇区保健福祉センター	福祉業務主管課	i〇〇〇〇〇〇〇	淀屋橋 太郎	係員	公費負担対象者	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

●令和7年度社会福祉主事任用資格通信課程 受講 スケジュール（予定）

	令和6年度	令和7年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
局	■事務連絡発出 ■受講案内 区送付	■区受講申込 集約	■受講料支払 (福祉局において一括支払)	■スクーリング経費 照会	■スクーリング経費 予算配付								
区	■受講勧奨・申込書集約	■受講申込書 局送付 4月24日【必着】		■スクーリング経費 回答	●履修報告 (学期ごとに課題提出状況について確認し、局に報告をおこないます)	●履修報告	●履修報告	●履修報告	●履修報告				
受講者	■受講申込			■通信課程受講（6月1日～1月31日）	●各学期ごとに課題提出								■修了テスト
				1学期	2学期	3学期	4学期						
					■スクーリング（2泊3日） 7月～2月（予定）の間の全9回のうち、指定の1回を受講（※）								

（※）スクーリング日程について
勤務状況、ご家庭の状況等と都合がつかない場合は、「スクーリング出席回変更願」により出席回を変更していただけます。（受講案内参照）

現業事務に該当する業務一覧(福祉五法)

(令和7年3月1日現在)

現業事務(保護その他の措置に関する業務)		根拠法令
1	助産の実施	児童福祉法第22条第1項
2	母子生活支援施設における保護	児童福祉法第23条第1項、第31条第1項
3	養護老人ホームへの措置	老人福祉法第11条第1項第1号
4	やむを得ない事由による措置(高齢)	老人福祉法第10条の4、第11条第1項第2号
5	やむを得ない事由による措置(障がい)	児童福祉法第21条の6 身体障害者福祉法第18条第1項、第2項 知的障害者福祉法第15条の4、第16条第1項、第2項

社会福祉主事任用資格 取得方法について

社会福祉主事任用資格については、次のいずれかの方法により取得することができます。

法学、経済学、社会学、教育学等、他の学科を卒業している場合でも、次の要件を満たしている方は有資格者となりますので、取得状況の確認にご活用ください。

取得方法①

**大学等において、社会福祉に関する科目を
3科目以上修めて卒業**

取得方法②

全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、
または日本社会事業大学通信教育科による通信課程を修了

取得方法③

指定養成機関を修了

取得方法④

都道府県等講習会を修了

取得方法⑤

社会福祉士、精神保健福祉士等を取得

社会福祉に関する科目（平成12年～現在までの卒業生（平成12年3月31日 厚生省告示第153号）

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※平成12年以前の卒業生の指定科目及び科目の読み替え等については、[厚生労働省HP](#)をご確認ください。

社会福祉主事

大阪市では、福祉行政で働く職員を対象に、受講料やスクーリング経費などの、**社会福祉主事資格の取得支援を実施しています**

資格取得 3つのポイント

ポイント ①

幅広い福祉分野の知識を習得！

社会福祉に関する15科目を履修できるので、
どんな分野に関する業務にでもすぐに活用できます。

ポイント ②

通信課程なので自由な時間に学習！

通信講座で専用のテキストを使って受講しますので、
自分のペースで、学習に取り組むことができます。

ポイント ③

受講満足度 100%

受講した職員の受講満足度は100パーセント
アンケートに回答した職員全員が本講座を「受講してよかった」と
回答しています
(アンケート回答者数 68名)

受講者の声 (R3・R4受講者アンケートより抜粋)

福祉制度の根拠や成り立ちを
理解できました。機械的に制度を
運用するだけでなく「この制度は
どのような方に必要か」と考えな
がら業務を行うことで、支援に
生かすことができています。

スクーリングの機会を通じた
他都市職員との交流は貴重な経験
となりました。
ケースワーカーとして業務するうえで
取得すべき資格を得たことで、以前
より余裕をもって支援に取り組む
ことができています。



受講スケジュール

1学期ごとに3～4教科の答案を提出



資格取得



受講のポイント

受講した先輩から学ぶ

- ・ 平日コツコツ 土日にまとめて 学習の仕方は人それぞれ ライフサイクルに合わせて学習
- ・ 1学期ごとの学習時間はだいたい**20時間**くらい
- ・ 2泊3日のスクーリングで**他都市職員と交流** **新たな学び**につながる

受講科目

福祉行政に役立つ幅広い分野を学習



社会福祉概論Ⅰ	社会福祉援助技術論Ⅰ	公的扶助論	障がい者福祉論
社会福祉概論Ⅱ	社会福祉援助技術論Ⅱ	地域福祉論	法学
心理学	介護概論	社会保障論	社会学
医学一般	老人福祉論	児童家庭福祉論	

先輩からのメッセージ

私自身、今後の大阪市職員としてのキャリアを考えたときに、必要な資格だと思い受講しました。業務の根拠や制度の生い立ち、策定の背景など、学んだことを実際の支援に生かすことを心掛けています。福祉の業務に携わっている職員の方は、**ぜひ受講してください。**

担当
福祉局生活福祉部地域福祉課

TEL
06-6208-7952